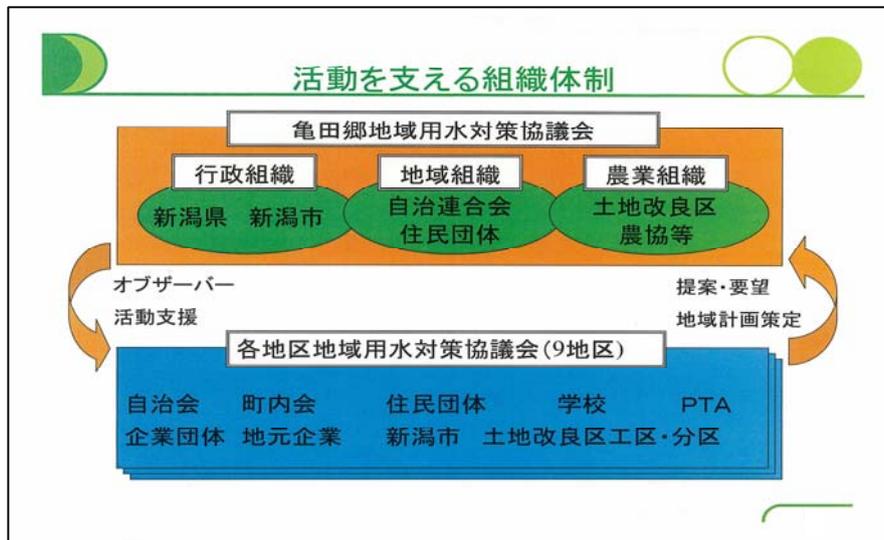
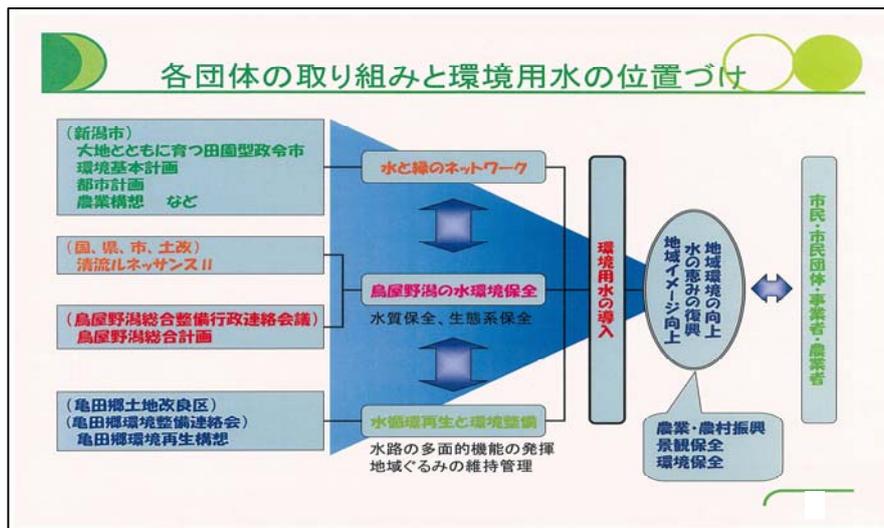


③地域協議会

亀田郷地区においては、関係機関が「水と緑のネットワーク」・「鳥屋野潟の水環境保全」・「水循環再生と環境整備」の達成のため、環境用水等を取得・利用して行くに当たって、4つの協議会が相互に連携しながら活動を行っている。

- 鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会（水環境対策部会）（昭和61年から）構成：北陸地方整備局、新潟県、新潟市、亀田郷土地改良区
鳥屋野潟の整備及び水環境の保全対策等の協議・調整。
- 亀田郷環境整備連絡会（平成10年から）構成：自治連合会、亀田郷土地改良区
河川や水路等を対象に「治水・利水・環境」の観点からの整備・保全について、地域住民（自治連合会）と土地改良区が協議し、関係機関への提案・要望等を行う。
- 亀田郷地域用水対策協議会（平成12年から）構成：新潟県、新潟市、自治連合会、亀田郷土地改良区
各地区地域用水対策協議会が設立（9地区）構成員：自治会、町内会、住民団体、学校、PTA、企業団体・地元企業、新潟市、亀田郷土地改良区工区・分区
農家と住民、地域の多様な団体が一体となり、自主的に地域の水を保全する活動を展開。
- 清流ルネッサンスⅡ地域協議会（平成13年から）構成：北陸地方整備局、新潟県、新潟市、亀田郷土地改良区、北陸農政局
栗ノ木川や鳥屋野潟の水質浄化を検討。



④必要水量の算定方法

水質目標は、「鳥屋野潟水環境改善計画（第4期計画）」に基づき、環境基準の「湖沼類型B」（COD 5mg/l）とした。

試験通水では、通水量、通水期間等を変更しながら水質調査を実施している。そこで排水路比流量とCOD濃度との関係式を求め、COD濃度が5mg/lとなるための排水路比流量を推定した。さらに非かんがい期間の平均水収支（降水量と蒸発散量との差）により排水路ごとに基底流量を求め、排水路流量との差を必要水量として算定している。

⑤地域住民の意見集約方法

平成14年度には、非かんがい期における農業用排水路への試験通水を実施している地区内の住民を対象（436世帯回答）に農業用排水路に関するアンケートを実施している。浄化用水を通水していなかった平成12年以前は、約半数以上の人がかんがい期の排水路を「汚れている」という印象を持っていた。通水されているかんがい期の排水路は、半数近くの人が「親しみや安らぎを感じる」と回答している。今後の排水路の水質に関しては、「今よりもっときれいにしたい」「少しはきれいにしたい」と回答した人を合計すると92%であり、水質改善について積極的な考えを持っている人が多いことが確認され、環境用水通水への後押しとなった。

また、それらの結果は、亀田郷環境整備連絡会が「治水・利水・環境」をキーワードに水辺の再生、環境整備に取組み、その状況を「亀田郷環境整備連絡会ニュース」として地区内9万世帯に全戸配布した。亀田郷地域用水対策協議会が各地区地域用水対策協議会からの提案・要望、地域計画の策定（ワークショップ、水辺の保全活動等）に対して、オブザーバー参加や活動支援等で連携している。

⑥管理方法等

環境用水が導水される土地改良施設の財産所有者が国、県、市、土地改良区等、多岐にわたるため「環境水利活用促進事業に関する基本協定書」を締結している。また、「環境水利活用促進事業」に係る経費負担等協定書を市と土地改良区が締結している。その中で、環境用水のために利用する通水施設等の管理は土地改良区が行うこととし、通常の維持・管理については土地改良区が行い、水質調査費等については市が負担することが決められている。

1) 水利使用規則

1. 目的	環境用水(水質保全、景観保全及び生態系保全)
2. 取水口及び排水口の位置	取水：新潟市江南区和田795番地先 (信濃川右岸)
	排水：同市中央区清五郎字川西316番2地先 (鳥屋野潟左岸・清五郎排水路)
	排水：同区鐘木736番2地先 (鳥屋野潟左岸・新堀排水路)
	排水：同区太右工門新田字一分田504番1地先 (親松導水路左岸・大堀排水路)
3. 最大取水量	最大取水量：2.15m ³ /s(4期区分) 9月11日～4月23日
4. 取水の条件等	・権原発生前の他の水利使用及び漁業に支障を生じさせない。 ・権原発生後の他の水利使用及び貯留のための施設並びに河川環境改善に支障を生じさせない。
5. 排水の条件	取水量と同量を排水口から鳥屋野潟及び親松導水路に排水
6. 河川工事等による支障の受忍	・河川工事等による支障について河川管理者に対抗することができない。 ・濁水調整がおこなわれる時は取水を中止すること。
7. 工作物及び土地の占用	河川区域：舞潟揚水機取入樋管(－m ²) 河川保全区域：舞潟揚水機導水路(－m ²)
8. 許可期限	平成22年4月23日まで
9. 取水規程	水利使用者は取水規程を定め河川管理者の承認を受けなければならない。
10. 取水開始の届出	新潟県知事に届け出なければならない。
11. 取水量の測定等	自記水位計により毎日の取水量を測定し、年毎に結果をまとめその年の5月31日までに北陸地方整備局長に報告しなければならない。
12. 排水量及び排水の水質の測定	・各排水口における排水量及び排水の水質を毎月1回測定し、結果をまとめその年の5月31日までに局長に報告しなければならない。
13. モニタリング計画の策定及び報告	環境用水の目的を達成できたか確認するためのモニタリング計画を策定し、結果をまとめその年の5月31日までに局長に報告しなければならない。
14. 取水量変更の許可の申請	必要水量が減少したときは、変更協議申請しなければならない。
15. 申請等の経由	承認、申請、報告は、信濃川下流河川事務所長を経由して行わなければならない。
16. 標識の掲示	必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。
17. 失効	水利使用が廃止、許可期限が到来したとき効力を失う。
18. この水利使用規則の改正	河川管理者は、必要があると認めるときは、これを改正することができる。

2) 参考資料

- ① 新潟市チェックシート
- ② 水利使用規則

(参考資料)

① 新潟市チェックシート（記入例）

● 基本事項

取水河川情報		環境用水情報	
水系・河川名	一級河川信濃川水系信濃川	水利使用の申請者	新潟市
河川管理者	国土交通省	取水施設の施設所有者	新潟県（舞潟揚水機場） 農林水産省（親松排水機場）
申請の相手	国土交通省	取水施設の管理者	新潟県（親松排水機場） 亀田郷土地改良区（舞潟揚水機場）
正常流量（m ³ /s）	145m ³ /s（小千谷観測所）	水路の施設所有者	農林水産省、新潟県、亀田郷土地改良区
	58.07m ³ /s（新酒屋観測所通過流量）	水路の用地所有者	農林水産省、新潟県、亀田郷土地改良区
関係河川使用者 及び水利権量（m ³ /s）	舞潟機場～親松機場 7件（5.6m ³ /s）	水路の管理者	亀田郷土地改良区
	親松機場～河口 6件（19.5m ³ /s）	水利権申請量（m ³ /s）	0.95m ³ /s ～ 2.15m ³ /s
		取水期間	9月11日から翌4月23日まで

● チェック項目（1/2）

事項	検討内容	○・×	取扱方針等
1 目的	・ 取水目的が、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図るための用水か。	○	□水質改善、□生態系保全、 ■ 景観・修景 ■ 生活環境の維持・改善、□水田の冬期湛水 ■ その他（ 生態系保全 ）である
2 事業内容に関する事項	・ 用水に係る事業計画が、地方公共団体の長レベルで決定された計画に位置付けられているか。	○	■ 事業計画名（ 基本計画（田園型拠点） ） ■ 計画主体（ 新潟市 ）
3 申請者に関する事項	・ 申請者は、地方公共団体か。	○	申請者は、□県、 ■ 市町村、□その他（ ）である
・ 申請者が地方公共団体以外の場合	① 申請者の業務目的に、生活環境又は自然環境の維持、改善等が含まれているか。	—	□定款、□寄附行為、□規約、□規定 その他（ ）に目的が明記されている
	② 地方公共団体が作成する計画等に申請者が事業主体として位置付けられているか。	—	
	③-1 適正な取水管理や施設管理等事業を遂行するための能力及び信用があるか。	—	
	③-2 事業主体が事業を執行できない場合の保証を地方公共団体から得ているか。	—	
	①～③を全て満足しているか。	—	
4 必要水量に関する事項	・ 必要水量の算定は、適正に行われているか。	○	□基準・文献（ ） □試験通水 □その他（ ）により算定

● チェック項目 (2/2)

事 項	検 討 内 容	○・×	取 扱 方 針 等
5 水源に関する事項	① 安定取水又は豊水取水か。	○	■安定取水、□豊水取水 基準濁水流量：(60.66 m ³ /s)、正常流量：(58.07 m ³ /s) 取水予定量：(2.15 m ³ /s)
	①-2 正常流量の決定根拠	○	□河川砂防基準、□正常流量検討の手引き(案) ■その他(河川管理者提示)により算定
	② 河川環境や他の利水者に影響を与えないか。	○	減水区間の利水者から同意を得ている
	②-1 河川に還元されるか。	○	■還元、□消費 される
	②-2 還元箇所は、明確か。	○	■取水～還元利水者がいる、□利水者がいない □還元箇所が不明、□その他()
	②-3 活用可能な水源はあるか。	○	□水源あり() ■水源なし
	③ 豊水取水の場合、河川管理者により豊水利用計画が策定されているか。	-	□策定済み □未策定
④ 意見の交換を行う場(流域水利用協議会等)があるか。	○	■流域水利用協議会あり □流域水利用協議会なし	
6 観測体制について	① 取水量の把握方法。		
	①-1 取水量の把握方法	○	□流量計、■自記水位計、□量水板、□その他()
	①-2 観測体制	○	□管理施設(テレメーター等)、■現場、□その他()
	② 排水量の把握方法。(該当する場合)		
	②-1 排水量の把握方法	○	□流量計、□自記水位計、□量水板、■その他(実測)
	②-2 観測体制	○	□管理施設(テレメーター等)、■現場、□その他()
	③ 水質の把握方法。(該当する場合)		
	③-1 水質の観測箇所数	○	箇所数 (8) 箇所
③-2 観測頻度	○	□毎日、□週1回、■その他(月2回)	
7 その他	① 通水経路を記入した図面を作成しているか。	○	■図面あり □図面なし
	② 協議会が組織されているか。	○	■設置済み □未設置 協議会名(鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会議・水環境対策部会) 構成員(北陸地方整備局、新潟県、新潟市、亀田郷土地改良区) 協議会名(亀田郷環境整備連絡会) 構成員(自治連合会、亀田郷土地改良区) 協議会名(亀田郷地域用水対策協議会) 構成員(新潟県、新潟市、自治連合会、亀田郷土地改良区) 協議会名(流域ルネッサンスII地域協議会) 構成員(北陸地方整備局、新潟県、新潟市、亀田郷土地改良区、北陸農政局)
	③ 管理協定が締結されているか。	○	■管理協定済み、□管理協定予定、□管理協定必要なし
	④ 他目的使用の手続き	○	■手続き済み、□手続き予定、□手続き必要なし
	⑤ 関係河川使用者の同意	○	■取得済み、□未取得、□必要なし

② 水利使用規則

別記

水利使用規則

平成19年10月18日
(新潟市亀田郷西部
地区環境用水)

(目的)

第1条 この水利使用は、環境用水（水質保全、景観保全及び生態系保全）のためにするものとする。

(取水口等の位置)

第2条 取水口及び排水口の位置は、次のとおりとする。

取水口 新潟県新潟市江南区和田795番地先（信濃川右岸）

排水口（1） 同市中央区清五郎字川西316番2地先（鳥屋野潟左岸・清五郎排水路）

（2） 同区鐘木736番2地先（鳥屋野潟左岸・新堀排水路）

（3） 同区太右エ門新田字一分田504番1地先

（親松導水路左岸・大堀排水路）

(取水量)

第3条 取水量は、次の表のとおりとする。

区分	期間 9月11日から 10月31日まで	11月1日から翌年 の1月31日まで	2月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月23日まで
最大取水量	2.02 m ³ /s	0.95 m ³ /s	2.15 m ³ /s	2.09 m ³ /s

(取水の条件等)

第4条 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

2 取水は、この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用及びダムその他の流水の貯留のための施設に関するもの並びに当該河川に係る環境改善に支障を生じないようにしなければならない。

3 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(排水の条件)

第5条 取水した流水は、第1条の目的に供した後、その全量を第2条の排水口により、信濃川水系鳥屋野潟及び親松導水路に排水しなければならない。

(河川工事等による支障の受忍)

第6条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することができない。

2 水利使用者は、当該環境用水を取水している河川において濁水調整が行われる時には、当該水利使用者は取水を中止すること、また、その支障については、当該水利使用を行う権利をもって河川管理者及び他の関係利水者に対抗することができない。

(工作物及び土地の占用)

第7条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は、次の表のとおりとする。

区 分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積	備 考
河川区域	舞潟揚水機 取入樋管 新潟市江南区和田795番地先(信濃川右岸)	————	新潟県所有の 施設の使用
河川保全区域	舞潟揚水機 導水路 新潟市江南区和田795番及び同番地先(信濃川右岸)	————	新潟県所有の 施設の使用

(許可期限)

第8条 許可期限は、平成22年4月23日とする。

(取水規程)

第9条 水利使用者は、取水を開始しようとするときは、あらかじめ取水の基準について取水規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、取入樋管に関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、この取水規程によっては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、この取水規程の変更を命ずることができる。

(取水の開始の届出)

第10条 水利使用者は、取水(設備の点検のためにするものを除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、新潟県知事にその旨を届け出なければならない。

(取水量の測定等)

第11条 水利使用者は、自記水位計を用いる水位法により毎日の取水量を測定し、年ごとにその結果をとりまとめて、その年の5月31日までにこれを北陸地方整備局長(以下「局長」という。)に報告しなければならない。

(排水量及び排水の水質の測定等)

第12条 水利使用者は、第2条の各排水口における排水量及び排水の水質を毎月1回測定し、その結果をとりまとめて、その年の5月31日までにこれを局長に報告しなければならない。
また、測定回数を変更しようとするときは、河川管理者の承認を受けなければならない。

(モニタリング計画の策定及び報告)

第13条 水利使用者は、取水を開始しようとするときは、あらかじめ環境用水（景観保全及び生態系保全）の目的を達成できたか確認するためのモニタリング計画を策定し、年ごとにその結果をとりまとめて、その年の5月31日までにこれを局長に報告しなければならない。

(取水量変更の許可の申請)

第14条 水利使用者は、通水路の一部廃止その他の理由により、この水利使用に係る必要水量が減少したときは、遅滞なく、第3条の取水量をその減少後の必要水量に相当するものに変更するための河川法第23条の許可の申請をしなければならない。

(申請等の経由)

第15条 この水利使用規則により河川管理者又は局長に対してなすべき承認若しくは許可の申請又は報告は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長を経由してしなければならない。

(標識の掲示)

第16条 水利使用者は、局長の指示するところにより、この許可に係る水利使用の内容その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(失効)

第17条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

- (1) この水利使用が廃止されたとき。
- (2) 許可期限が到来したとき。

(この水利使用規則の改正)

第18条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。